

別紙 1

診療報酬の算定方法

1 医科診療報酬点数表

項 目	現 行	改 正 案
<p>第 1 章 基本診療料</p> <p>第 1 部 初・再診料</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p> <p>第 2 節 再診料</p> <p>A 0 0 1 再診料</p> <p>【注の追加】</p>	<p>3 入院中の患者（第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第 2 部第 1 節、第 3 節又は第 4 節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>3 入院中の患者（第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5 及び注 6 に規定する加算並びに区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8 及び注 9 に規定する加算を除く。）は、第 2 部第 1 節、第 3 節又は第 4 節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p> <p>注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に 1 以上の疾患</p>